

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成29年12月11日 14時20分ごろ
発生場所	兵庫県赤穂市赤穂港南方沖 赤穂御埼灯台から真方位217° 1.2海里付近 (概位 北緯34°42.8′ 東経134°23.6′)
事故の概要	プレジャーボートスタイリッシュⅢは、西南西進中、のり養殖施設に乗り入れ、のり養殖施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート スタイリッシュⅢ、5トン未満（長さ8.64m） 271-26959兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損、のり網の固定用錨索に切損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、岡山県備前市鴻島の私設棧橋に向けて赤穂港東方沖を南西進中、波浪が大きくなったので、ふだんより陸岸寄りの進路で航行していた。 船長は、約1週間前に航行したときにのり網が設置されていなかったため、のり網が設置されていないものと思い、GPSプロッターに表示されたのり養殖施設の設置区域を横切る進路で航行することとした。 本船は、赤穂港南方沖を約5ノットの対地速力で手動操舵により西南西進中、船長が、左舷前方にのり網の存在を示す標識を認め、左舵一杯を取ったものの、のり養殖施設に乗り入れた。
分析	本船は、赤穂港南方沖を西南西進中、船長が、のり養殖施設の設置区域にのり網が設置されたことを知らなかったことから、のり養殖施設の設置区域を横切る進路で航行し、のり養殖施設に乗り入れ、のり養殖施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が赤穂港南方沖を西南西進中、船長が、のり養殖施設の設置区域にのり網が設置されたことを知らなかったため、のり養殖施設の設置区域を横切る進路で航行し、のり養殖施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養殖施設、定置網等の設置区域付近を航行する際は、過去に網等が設置されていなかったとしても、時期による設置状況を地元の漁業協同組合に確かめるなど、水路調査を適切に行うこと。
-----------	---